

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和5年8月31日（木） 16時25分～16時40分
2. 場 所：第1会議室
3. 事 案 名：船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者候補者の選定方法について
4. 出 席 者：市長、西水副市長、杉田副市長、健康福祉局長、建設局長、市長公室長、総務部長、企画財政部長、秘書課長、行政経営課長、財政課長
＜所管部局＞生涯学習部長、文化課長、同課課長補佐
＜事務局＞政策企画課長、同課課長補佐

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

船橋市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）及び船橋市茶華道センター（以下「茶華道センター」という。）の現指定管理者の合併に伴う指定管理者候補者の選定については、非公募で行う。

(2) 説明概要

- 市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者は、令和3年度から令和7年度までを指定期間として、（公財）船橋市文化・スポーツ公社（以下「文化・スポーツ公社」という。）を指定しているが、文化・スポーツ公社は、令和6年4月1日に、（公財）船橋市公園協会（以下「公園協会」という。）と合併（公園協会を合併後存続法人とする吸収合併）を行う予定である。
- 文化・スポーツ公社の指定は、公園協会との合併に伴い取消しされることから、改めて市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者を指定する必要がある。
- 船橋市指定管理者制度ガイドラインにおいて、合併後存続する法人が現指定管理者の施設の管理体制を維持することが確認できる場合は、現指定期間の残りの期間に限り、公募によらず、合併後存続する法人を指定管理者候補者として選定することができるとしている。
- 公園協会から、市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者として指定されたいとの意向及び文化・スポーツ公社の施設の管理体制を維持することが示され、教育委員会において公園協会が文化・スポーツ公社の施設の管理体制を維持できることを確認した。
- これらを踏まえ、市民ギャラリー及び茶華道センターの指定管理者候補者

の選定については、非公募で行いたい。

(3) 質疑・意見等

- 今後のスケジュールについて確認があった。

(4) 審議結果

提案通り了承する。